



2026年3月10日

各 位

会 社 名 大同メタル工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長兼CEO
判 治 誠 吾
(コード：7245 東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 執行役員 経営企画ユニット長
籠 原 幸 彦
(TEL：052-205-1400)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2026年3月10日の取締役会決議により、当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

当社グループは、自動車や船舶に使用されるエンジン周りの軸受の製造・販売をコア事業とする世界唯一の総合すべり軸受メーカーです。これまでエンジン周りの軸受事業で培った技術・製造ノウハウ・信頼と安心の品質・事業基盤の強みを活かして着実に成長してまいりました。

当社グループは2025年5月に、2030年度までの中期経営計画「Bridge to Daido 2030」を策定し、「あらゆる動きを支えて豊かな暮らしに貢献する」というパーパスのもと、以下の4つの柱を重要な軸と位置付けて事業戦略を展開しております。

1. 利益体質強化のための構造改革
2. コア事業の磨き上げ
3. ネクストコア事業・セミコア事業の強化
4. 非財務資本重視の経営の推進

これらの事業戦略により、企業価値の向上を実現するためのあらゆる施策を実行してまいります。

当社グループでは株主構成の多様化及び当社株式の流動性向上を課題と認識し、その解決に向けてステークホルダーの皆様との対話を含むIR活動の強化や統合報告書の充実等を通じて、幅広いご理解を得られるよう取り組んでまいりました。また、日本取引所グループが公表した「TOPIX等の見直しの概要」においては、次期TOPIX構成銘柄への移行に際し、一定以上の浮動株時価総額が選定基準の1つとされており、これらの状況を踏まえ、当社グループの企業価値向上に資する最適な手法を検討した結果、当社グループが主体となって株主構成の再構築及び当社株式の流動性向上を図る手法として本売出しを決議いたしました。

また、本売出し実施に伴う株式需給への影響を緩和する観点から、株主還元策の一環として自己株式の取得を同時に決議しております。詳細につきましては、本日公表の「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。併せて、本日、従業員のエンゲージメント向上を目的に、当社及び当社子会社の従業員に対して、大同メタル従業員持株会（以下「本持株会」という。）を通じて譲渡

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

制限付株式を付与することとし、本持株会を割当予定先とする第三者割当による、譲渡制限付株式としての自己株式の処分を行うことを決議いたしました。詳細につきましては、本日公表の「従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

本売出し実施後も売出人となる金融機関及び事業会社との関係は変わらず維持・強化してまいります。また、企業価値の向上に向け今後も様々な施策を検討・実施してまいります。

記

1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- | | |
|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 5,429,000 株 |
| (2) 売 出 人 及 び
売 出 株 式 数 | 氏名又は名称
東京海上日動火災保険株式会社 1,107,400 株
三井住友信託銀行株式会社 908,000 株
株式会社みずほ銀行 907,500 株
株式会社三菱UFJ銀行 836,500 株
いすゞ自動車株式会社 593,000 株
株式会社あいち銀行 440,000 株
株式会社三井住友銀行 300,000 株
株式会社大垣共立銀行 216,600 株
株式会社クボタ 120,000 株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2026年3月17日(火)から2026年3月23日(月)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。) |
| (4) 売 出 方 法 | 野村證券株式会社(事務主幹事会社兼単独ブックランナー)及びみずほ証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせた上で売出す。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。 |
| (5) 申 込 期 間 | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで |
| (6) 受 渡 期 日 | 売出価格等決定日の5営業日後の日 |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 1株につき売出価格と同一の金額とする。 |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100株 |
| (9) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役会長兼CEO 判治 誠吾に一任する。 | |

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考> 2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 814,300 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 814,300 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役会長兼CEO 判治 誠吾に一任する。

<ご参考>

1. 本売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの事務主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から 814,300 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、814,300 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエアオプション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から 2026 年 4 月 17 日（金）までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2026 年 4 月 17 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより返却されます。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である三井住友信託銀行株式会社、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行並びに当社の株主である THE SERI WATHANA INDUSTRY CO., LTD.、エンパイヤ自動車株式会社、伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社、カヤバ株式会社、東京窯業株式会社及びアイダエンジニアリング株式会社は野村證券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。